

2020年3月26日
三井住友信託銀行株式会社

LIBORの公表停止に関するご案内

英国の金融監督当局であるFCAは、「2021年12月末以降、銀行にLIBOR呈示を強制しない」と表明しており、LIBORは実質的に2021年末で公表停止となる予定です。

また、LIBOR関連商品の取引量が極度に落ち込む等の場合には、2021年末より前に公表停止となる可能性もございます。

現在、LIBOR公表停止に対応した代替金利指標への具体的な移行について、通貨ごとに検討が進められております。

このような状況を踏まえ、LIBOR公表停止時等の金利に関する契約上の対応について、今後弊社からご相談させていただく可能性がございますので、ご理解とご了承のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

LIBORの公表停止に関する概要については、以下のURLをご参照ください。

[全国銀行協会](#) (全国銀行協会のサイトへリンクします)

[金融庁](#) (金融庁のサイトへリンクします)

[日本銀行](#) (日本銀行のサイトへリンクします)